

邑楽町公民館における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月1日

一部改訂 令和2年7月14日

一部改訂 令和2年9月1日

一部改訂 令和2年11月1日

一部改訂 令和3年1月7日

一部改訂 令和3年2月2日

一部改訂 令和3年2月12日

一部改訂 令和3年3月5日

一部改訂 令和3年3月18日

一部改訂 令和3年4月1日

一部改訂 令和3年4月9日

一部改訂 令和3年4月16日

一部改訂 令和3年4月23日

一部改訂 令和3年5月7日

一部改訂 令和3年5月21日

一部改訂 令和3年5月28日

一部改訂 令和3年6月10日

一部改訂 令和3年6月17日

一部改訂 令和3年7月8日

一部改訂 令和3年7月30日

一部改訂 令和3年8月5日

一部改訂 令和3年8月17日

一部改訂 令和3年8月25日

一部改訂 令和3年9月9日

一部改訂 令和3年9月28日

一部改訂 令和3年11月19日

一部改訂 令和4年1月7日

一部改訂 令和4年1月19日

一部改訂 令和 4 年 1 月 25 日

一部改訂 令和 4 年 2 月 3 日

一部改訂 令和 4 年 2 月 10 日

一部改訂 令和 4 年 2 月 18 日

一部改訂 令和 4 年 3 月 4 日

一部改訂 令和 4 年 3 月 17 日

一部改訂 令和 4 年 5 月 23 日

1. はじめに

本ガイドラインは、国、群馬県、関係団体等のガイドラインで整理された新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえ、邑楽町中央公民館、邑楽町長柄公民館、邑楽町高島公民館の3館（以下「邑楽町公民館」という。）で実施すべき予防対策の基本的な事項を示したものです。なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行います。

2. 対象施設

邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例（平成29年12月11日条例第25号）に規定する公民館

3. 適用期間

令和2年6月1日～当面の間

4. 参考とするガイドライン等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和4年5月23日変更））」
- ②公益社団法人全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日（令和3年10月19日一部改訂））」
- ③群馬県「新型コロナウイルス感染症にかかる県主催イベント等実施ガイドライン【Ver.6】（令和3年12月10日）」
- ④群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」及び群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請

5. 使用にあたって

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防策として、以下のとおり使用人数や活動内容の制限、注意事項等を設けますのでご理解とご協力をお願いします。また、利用団体ごとに活動内容に応じた十分な感染拡大予防策を講じてください。

- (1) 各部屋の利用者数に制限を設けるので、定員の範囲内で使用すること。
- (2) 下記の内容の活動については自粛すること。ただし、十分な予防策を講じ、館長が許可する活動については、この限りではない。
 - ①マスクを着用したままではできない活動
 - ②接触や密接（近距離での対面）となる活動
 - ③その他「三つの密」を避けることが難しい活動
- (3) 下記の内容の活動を行う場合は、各利用団体（主催者）において感染拡大予防策のより一層の強化を行うこと。
 - ①大きな声を出すことや歌う活動（例：合唱、コーラス、詩吟、謡曲、吟詠等）
 - ・人と人との間隔を十分に開け、対面とならない配置で活動を行うこと。
 - 対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じること
 - ・全員で発声する場合は、一列又は交互に並ぶ等飛沫防止の十分な対策を講じること
 - ②館長の許可を受けた吹奏楽器や吹矢を使用する活動（例：管楽器やオカリナの演奏、スポーツ吹矢等）
 - ・人と人との間隔を十分に開け、対面とならない配置で活動を行うこと。
 - 対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じること
 - ・全員で演奏する場合は、一列又は交互に並ぶ等飛沫防止の十分な対策を講じること
 - ・マスクを外すのは吹奏楽器の演奏や吹矢を吹くときのみの必要最小限の時間とすること
 - ・楽器や道具の消毒を徹底すること
 - ③調理及び会食を伴う活動（例：調理実習、講話や調理後に会食を行う活動）
 - ・対面とならない配置で活動を行うこと
 - ・大皿は避け料理を個々に分けて、他者と共有しないこと
 - ・マスクを外すのは飲食をするときのみの必要最小限の時間とすること
 - ・食事中の歓談は極力控えること
 - ④館長の許可を受けた茶道に係る活動

- ・人と人との間隔を十分に開け、極力対面とならない配置で活動を行うこと。対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じること
- ・部屋に入る前に手洗いと手指消毒を行うこと
- ・マスクを外すのは抹茶や菓子をいただくときのみの必要最小限の時間とすること
- ・菓子を盛るときは、箸又は使い捨て手袋を使用し、個人ごとに皿等を用意すること。なお、使い捨て手袋については各団体又は個人で用意すること
- ・釜、風炉先、棚は使い捨て手袋を着用して扱うこと
- ・活動終了後は、テーブルや椅子を消毒し、畳は掃除機をかけて備え付けのワイパーモップで拭くこと
- ・貸し出し可能物品は、釜一式、水差し、建水、柄杓、蓋置、茶筌2本、ふるい缶、風炉先屏風、棚、花器、ポット、やかんとする。なお、使用後の消毒については公民館で対応する。
- ・上記貸し出し可能物品以外で使用する物については各団体又は個人で用意すること

⑤ホール等を使用するイベント活動

- ・イベントの開催にあたっては、令和2年9月11日に政府が公表した「11月末までの催物の開催制限等について」を踏まえた対応をとること
- ・地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率100%以内）とすることを可能とする。
- ・上記以外のイベントについては、マスク着用と発声の抑制の周知及び主催者による個別注意等必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内とする。なお、異なるグループ間では座席を1席空けることが必要だが、親子等の同一グループ（5名以内）では

座席間隔をあける措置は不要とする。

- ・高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討すること
- ・客席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で 2m 以上離すこと。それが困難な場合には、フェイスシールドの着用等距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じること

- (4) 清掃及び消毒作業は、使用時間内で行うこと
- (5) 必要最小限の人数での利用を心がけること
- (6) 受付の際に注意事項等を確認する「チェックシート」を提出すること
- (7) 使用終了後に当日の利用者の氏名等を記載した「利用者確認表」を提出すること

※この情報は必要（感染経路の確認等）に応じて保健所等の公的機関へ提供されることをご了承ください。

6. 使用者の健康確認

使用者は来館前に検温を行い、以下に該当する場合は使用を自粛してください。

- (1) 37.5 度以上の発熱があった場合（または平熱比 1 度超過）
- (2) 息苦しさや強いだるさや、軽度であっても咳や咽頭痛等の症状がある場合
- (3) 新型コロナウイルス感染症の検査等において陽性とされた人と濃厚接触がある場合
- (4) 過去 2 週間以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等から帰国した場合及び当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

7. 感染防止を意識した対策

新型コロナウイルス感染防止のため、使用者各自が以下の対策を徹底してください。

- (1) 原則マスクを着用すること

- (2) 咳エチケットや手洗い・手指の消毒を徹底すること
- (3) 使用者同士の距離を（できるだけ 2m 以上）確保すること。
- (4) 十分な換気をする。2 方向の窓やドアを開放し常時換気を行うこと。
常時換気ができない場合は、1 時間に 2 回以上、数分程度窓やドアを全開で換気を行うこと
- (5) 飲料については、各自で用意したものを飲むこと。団体での湯茶や茶菓子の提供は控えること（茶道に係る活動は除く）
- (6) ごみは各自持ち帰ること
- (7) 使用後は清掃とともに換気を行い、使用備品等の消毒を行うこと

8. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡

使用終了後 2 週間以内に、使用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して、速やかに報告すること

9. その他

感染防止のために施設管理者が決めたその他措置の遵守及び施設管理者の指示に従い使用すること